# 研修員手当の号の適用に関する規則 （昭和四十四年外務省令第八号）

#### 第一条（号の適用）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第三に定める研修員手当の号の適用は、外務職員の研修に関する省令（昭和二十七年外務省令第十八号）第四条第一項及び第二項の規定により外国において研修を命ぜられたものについては、別表に定めるところに従い、その者の属する在外公館に対応する号を適用する。

#### 第二条（号の調整）

研修のために必要とする経費が他の在外研修員との間に著しい不均衡を生ずる場合には、前条の規定にかかわらず、他の在外研修員との均衡を考慮して号の適用を調整することができる。

# 附　則

この省令は、昭和四十四年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年三月二七日外務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年六月二二日外務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和四七年一二月二六日外務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の別表の定めは、昭和四十七年十二月十八日から適用する。

# 附　則（昭和四八年六月二八日外務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の研修員の号の適用に関する規則の別表のうちスリ・ランカの部分は昭和四十八年六月十一日から、モンゴルの部分は同年六月十五日から適用する。

# 附　則（昭和四九年五月三〇日外務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五〇年六月一〇日外務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表第一の規定は、昭和五十年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五一年六月五日外務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十一年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五二年四月二六日外務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十二年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五三年三月二八日外務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十三年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五三年四月一日外務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五四年三月三〇日外務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十四年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五四年一二月二五日外務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十四年十月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五五年四月五日外務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十五年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五六年五月二日外務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十六年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五七年四月六日外務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十七年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五七年一一月一六日外務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十七年十一月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五八年四月一九日外務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十八年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和五九年四月二〇日外務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和五十九年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和六〇年四月九日外務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和六十年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和六〇年一一月二九日外務省令第一〇号）

この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。

# 附　則（昭和六一年四月八日外務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、昭和六十一年四月分以後の研修員手当について適用する。

# 附　則（昭和六一年九月三〇日外務省令第八号）

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月三一日外務省令第四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年一〇月二八日外務省令第一一号）

この省令は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和六三年三月三一日外務省令第四号）

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年三月三一日外務省令第六号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年一〇月一三日外務省令第九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成元年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二年三月二七日外務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二年一月一日から適用する。

# 附　則（平成二年三月三一日外務省令第四号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三年一月九日外務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二年十月一日から適用する。

# 附　則（平成三年三月三〇日外務省令第七号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成四年三月三一日外務省令第四号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成五年三月三一日外務省令第六号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成五年九月二八日外務省令第一三号）

この省令は、平成五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成六年三月三一日外務省令第六号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成七年三月三一日外務省令第六号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成八年四月一日外務省令第三号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成八年一二月二七日外務省令第九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成八年八月一日から適用する。

# 附　則（平成九年三月三一日外務省令第三号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年一二月二五日外務省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成九年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成九年八月分から十二月分までの研修員手当の号の適用に関する規則の別表については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係るこの省令による改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位の号を適用するときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

# 附　則（平成一〇年三月三一日外務省令第五号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年二月二六日外務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十年八月分から平成十一年二月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係るこの省令による改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

# 附　則（平成一一年三月三一日外務省令第四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年八月二七日外務省令第七号）

この省令は、平成十一年九月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一一月二九日外務省令第九号）

この省令は、平成十一年十二月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表のうち大韓民国の部分は、平成十一年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一一年一二月二二日外務省令第一〇号）

この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月三一日外務省令第六号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年七月二七日外務省令第七号）

この省令は、平成十二年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年一二月二七日外務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十二年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十二年八月分から十二月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

# 附　則（平成一三年三月三一日外務省令第九号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年一二月二八日外務省令第一三号）

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月三一日外務省令第六号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年七月三一日外務省令第一〇号）

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月二七日外務省令第一一号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十四年十一月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十四年十一月分及び十二月分の研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号となる。

# 附　則（平成一五年三月三一日外務省令第一三号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年七月三〇日外務省令第一九号）

この省令は、平成十五年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一〇月二九日外務省令第二三号）

この省令は、平成十五年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十五年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十五年八月分から十月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

# 附　則（平成一五年一二月一九日外務省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成十五年八月一日から適用する。

##### ２

在外公館に勤務する外務公務員の平成十五年八月分から十二月分までの研修員手当の号については、その者に係る新規則別表に定める号がその者に係る改正前の研修員手当の号の適用に関する規則別表に定める号（以下「旧号」という。）より下位となるときは、旧号をもって当該研修員手当の号とする。

# 附　則（平成一六年三月三一日外務省令第八号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年七月三〇日外務省令第一〇号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月二九日外務省令第一二号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十六年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一六年一二月二七日外務省令第一三号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十六年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一七年三月三一日外務省令第五号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年一二月二一日外務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十七年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一八年三月三一日外務省令第八号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年七月二六日外務省令第一一号）

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年二月二八日外務省令第一号）

この省令は、平成十九年三月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

# 附　則（平成一九年三月三一日外務省令第五号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年二月二七日外務省令第一号）

この省令は、平成二十年三月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成十九年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二〇年五月二一日外務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二〇年七月三一日外務省令第一〇号）

この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一〇月三一日外務省令第一四号）

この省令は、平成二十年十一月一日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二〇年一二月二五日外務省令第一七号）

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日外務省令第一〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年七月二九日外務省令第一二号）

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年一〇月二八日外務省令第一三号）

この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年一二月二四日外務省令第一八号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年三月三一日外務省令第五号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年七月二八日外務省令第八号）

この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年一〇月二七日外務省令第九号）

この省令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年一二月二二日外務省令第一四号）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年三月三一日外務省令第五号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年七月二九日外務省令第一〇号）

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一〇月二六日外務省令第一二号）

この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一二月二一日外務省令第一三号）

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三〇日外務省令第六号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年七月二七日外務省令第一二号）

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年九月五日外務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年一〇月二六日外務省令第一八号）

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二七日外務省令第五号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年二月二八日外務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の研修員手当の号の適用に関する規則別表の規定は、平成二十五年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二六年三月三一日外務省令第一二号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年一二月二六日外務省令第一七号）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年二月二七日外務省令第一号）

この省令は、平成二十七年三月一日から施行し、改正後の別表の規定（マーシャル、アルメニア及びナミビアに係る部分を除く。）は、平成二十六年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二七年四月二二日外務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年七月三一日外務省令第一四号）

この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一〇月三〇日外務省令第一七号）

この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一二月二八日外務省令第二二号）

この省令は、平成二十八年一月一日から施行し、この省令による改正後の別表の規定（マレーシア、モルディブ、ソロモン、ニュージーランド、コロンビア、バルバドス、ブラジル、メキシコ、タジキスタン、トルクメニスタン、モルドバ、ロシア及びザンビアに係る部分を除く。）は、平成二十七年八月一日から適用する。

# 附　則（平成二八年三月三一日外務省令第四号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年七月二九日外務省令第一〇号）

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一〇月二八日外務省令第一二号）

この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一二月二六日外務省令第一四号）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日外務省令第五号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年七月三一日外務省令第九号）

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年一〇月二七日外務省令第一〇号）

この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年一二月二二日外務省令第一二号）

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三一日外務省令第四号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年七月三一日外務省令第七号）

この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一〇月三一日外務省令第一〇号）

この省令は、平成三十年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一二月二七日外務省令第一四号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月三〇日外務省令第五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和元年七月三一日外務省令第四号）

この省令は、令和元年八月一日から施行する。

# 附　則（令和元年一〇月三〇日外務省令第六号）

この省令は、令和元年十一月一日から施行する。

# 附　則（令和元年一二月二六日外務省令第一一号）

この省令は、令和二年一月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三一日外務省令第六号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年七月二八日外務省令第九号）

この省令は、令和二年八月一日から施行する。

# 附　則（令和二年一〇月三〇日外務省令第一一号）

この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

# 附　則（令和二年一二月二四日外務省令第一三号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

# 附　則（令和三年三月五日外務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の別表の規定は、令和三年一月一日から適用する。